



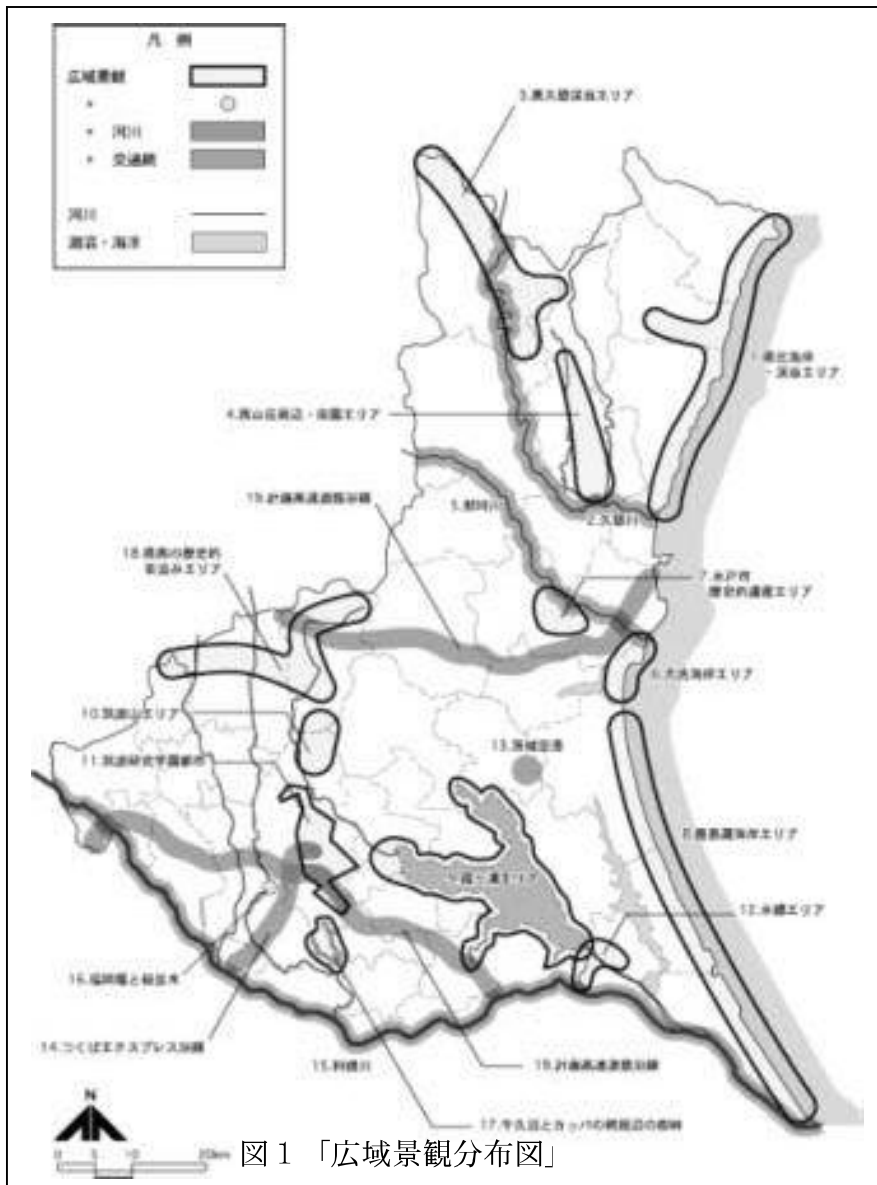
<お知らせコーナー>

「いばらき広域景観づくり事業」

検討結果報告

茨城県では本年度、いばらき広域景観づくり事業において、市町村が広域的視点を持って市町村行政区域を取り巻く環境にも配慮した景観計画を策定するよう支援することにより、県全体の景観まちづくりの進展を図ることを目的に、「広域景観資源」の保全・活用方策等について検討しました。今回はその検討結果が報告書としてまとまったので、その概要についてお知らせします。来年度はこの検討結果を参考に、県庁内関係各課や市町村等と協働して県土の良好な景観形成を推進していきたいと考えています。

※広域景観資源：市町村を跨ぎ一定地域に広く分布し、地形的に連続性を持つもの。当該地域の景観を特徴づけるもの。多くの人々の認識にあるもの。



◆広域景観資源の設定

茨城県では、平成7年に「茨城県景観形成基本方針」を策定し、県内を7つの景域に区分してそれぞれの景域ごとに「代表的な景観資源」を挙げています。報告書では、これらに時系列変化や客観的な一定の評価を加味・補完して基礎的データを作成した後、市町村の皆さんに御協力いただいた「ふるさと景観アンケート調査結果」等を抽出条件とした2回の抽出作業を行って40件の広域景観資源を設定しました。さらに、その40件を地理的条件や生活圏等を考慮しながら図1「広域景観分布図」にあるとおり19エリアに集約しています。



◆広域景観づくりのためのシナリオ

19エリアについては、美しい景観形成を最終目的とするのではなく、さらに地域住民の生活の質の向上や地域力の向上を見据えた「広域景観づくりのためのシナリオ」を作成し、それに沿って施策を推進していくことが有効であると報告されています。例えば、「人に行き交う賑やかな街並みを取り戻すため、歴史的街並みを生かしたひな祭りを中心として、隣接する他の景観資源との相乗効果を狙うなどさらに志向を凝らして県内外からの来客数を増やす」というような、まちの将来像をしっかりと描き、それをどのように実現させるのかについて考察されていることが重要だとされています。

◆広域景観形成推進協議会の設置

「広域景観づくりのためのシナリオ」に沿って施策を実際に推進していく主体として図2「広域景観形成推進協議会の構成（案）」にあるとおり「協議会」の設置が必要であり、ここでは例えば、「近くの梅祭りや古刹や歴史的文化財等を巡るルート、良好な眺望景観が楽しめる視点場をつなぐスタンプラリーのルートなどを設定し、地域の飲食店にも協力を依頼したり、地域のバス会社にシャトルバスの運行を働きかけたりする」というような実践方策や景観形成基準を「広域景観形成プラン」としてまとめることが有効であると報告されています。

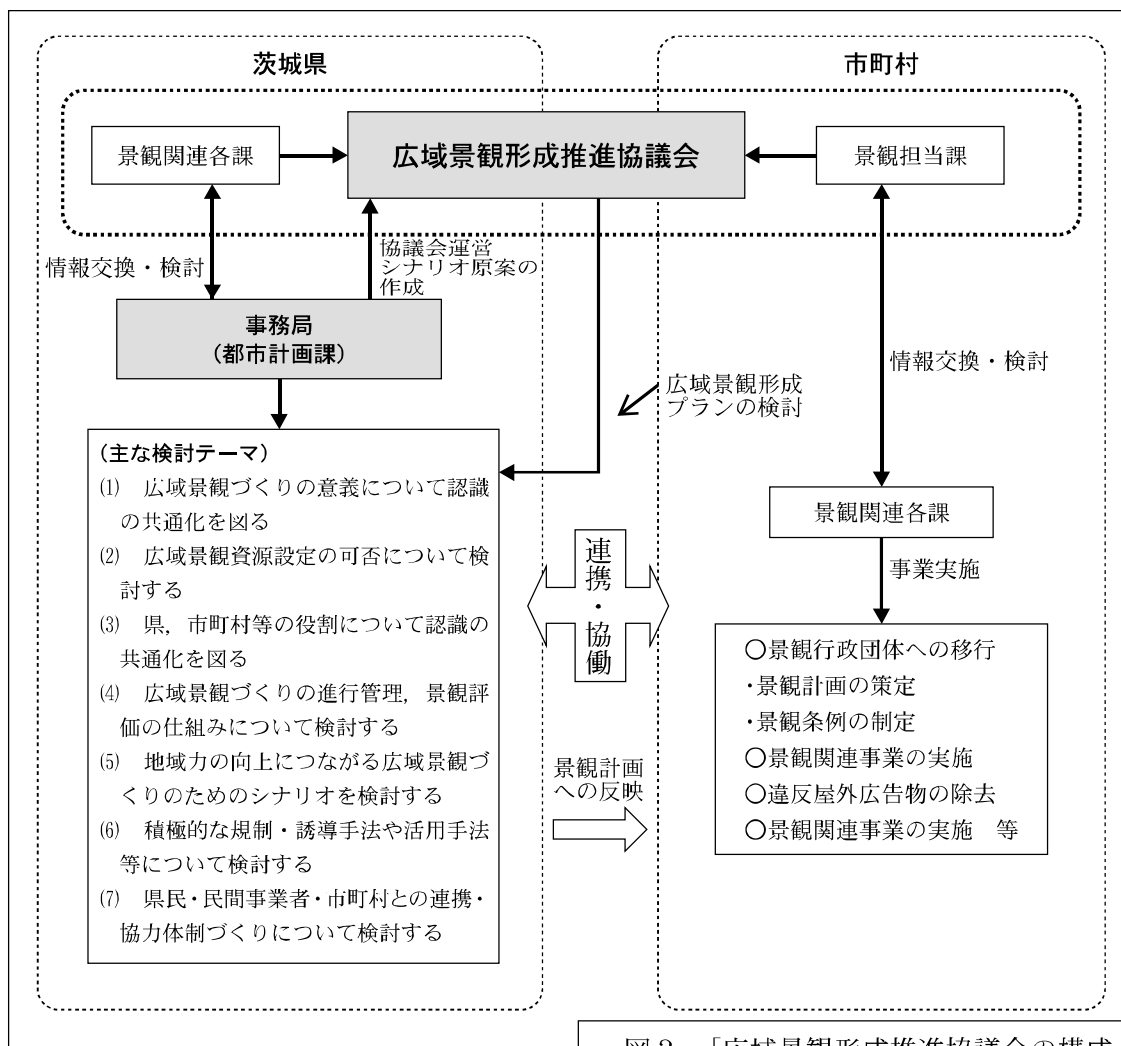


図2 「広域景観形成推進協議会の構成（案）」

内容の詳細については、県都市計画課のホームページを御覧ください。